

移住支援金要件



世帯での移住：100万円

子育て世帯加算

18歳未満のお子様を帯同して移住された場合

・1人につき 100万円 加算

※上限は2人まで

単身での移住：60万円 or 30万円

(1) 移住元に関する要件において

- ①に該当し、
- 【1.就業・起業移住支援事業】の要件を満たす場合：60万円
 - 【2.農林漁業等就業】の要件を満たす場合：30万円
- ②か③に該当する場合：30万円

▼以下の(1)～(5)を満たす必要があります。

(1)移住元に関する要件(①～③のいずれかを満たす必要がある)(必須)

①に該当する場合：移住支援金 ②か③に該当する場合：ひなた暮らし移住支援金

- 1
- ☐ 転入直前までの10年間のうち、通算5年以上、
 - 東京23区に在住していた
 - または
 - 東京23区に通勤していた
 - ※居住は東京圏の条件不利地域以外
 - ☐ 転入直前に連続して1年以上。
 - 東京23区に在住していた
 - または
 - 東京23区に通勤していた
 - ※居住は東京圏の条件不利地域以外

- 2
- ☐ 転入直前までの10年間のうち、通算5年以上、三大都市圏等に **在住** かつ **通勤** していた
 - かつ
 - ☐ 転入直前に、連続して1年以上、三大都市圏等に在住していた

- 3
- ※人材確保支援策を活用して、農林漁業研修を受講した者のみ(6ページ別表参照)
- ☐ 受講のために転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、三大都市圏等に **在住** かつ **通勤** をしていた
 - ☐ 受講のために転入する直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住していた

- ・東京23区内への通勤期間は、転入の3カ月前までを当該1年の起算点にできる
- ・雇用者の通勤の場合は、雇用保険の被保険者であること
- ・東京23区または三大都市圏等の大学に進学し、その後に東京23区または三都市圏等の企業へ就職した場合、通学期間も移住元の対象期間となる

※**三大都市圏等**：東京圏，名古屋圏，大阪圏，福岡圏

東京圏 …東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

名古屋圏 …愛知県、岐阜県、三重県

大阪圏 …大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

(2)移住先に関する要件(必須)

- 申請時において、転入後 1 年以内である
- 申請日から5年以上、継続して高鍋町に居住する意思がある



(3)世帯に関する要件(世帯のみ)

- 移住元において、世帯員全員が同一世帯に属していた
- 申請日において、世帯員全員が同一世帯に属している
- 申請日において、世帯員全員が、転入後 1 年以内である

(4)子育て世帯加算に関する要件(世帯のみ)

- 令和8年4月 1 日時点で、18歳未満である
※申請者の配偶者が18歳未満の場合は非該当

ただし…

令和8年4月 2 日が 18 歳の誕生日の者は対象になる

(5)その他の要件(必須)

- 反社会的勢力と関係を持たない
- 日本人である または 外国人であって在留資格を持っている
※在留資格とは … 永住者 / 日本人の配偶者等 / 永住者の配偶者等 / 定住者 / 特別永住者
- 過去 10 年以内に、申請者及び世帯員が、移住支援金を受給していないこと。
※移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となった場合は該当
- その他、県および高鍋町が移住支援金支給対象者として不適当と認めた者でない

▼以下、【 1. 就業・起業移住支援事業 】か【 2. 農林漁業等就業 】のいずれかの要件を満たす必要があります。

【 1. 就業・起業移住支援事業 】

▼以下の(1)～(5)のいずれかの要件を1つ満たす必要がある。

(1)一般就職に関する要件

- 就業先が、ふるさと宮崎人材バンクにおいて “”移住支援金対象”” と掲載された求人である
※ふるさと宮崎人材バンクサイトを介するか否かは問わない。
- 求人への応募日が、“移住支援金対象”の求人としてふるさと宮崎人材バンクに掲載された日以降である
- 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- 新規の雇用である(出張や転勤等でない)



(2) 専門人材に関する要件

(プロフェッショナル人材事業 または 先導的人材マッチング事業への就職)

- 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- 新規の雇用である(出張や転勤等でない)
- 解散を前提とした個別プロジェクト参加等、離職することを前提とした就業でない



(3) テレワークに関する要件

- 自己の意思による移住であり、高鍋町に居住し、かつ移住元での業務を引き続き行うこと
- 高鍋町で週 20 時間以上テレワークによる勤務をし、恒常的に通勤しないこと。
- デジタル田園都市国家構想交付金事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていない

(4) 起業に関する要件

- みやざき地域課題解決型の起業を行う者である
- 宮崎産業振興機構より、「みやざき地域課題解決型企業支援事業費補助金」の交付決定を受けた者である

これに該当しない場合は、
【 2. 農林漁業等就業 】の(2)起業に関する要件を
満たすことができれば交付対象となる
※支給額は 30 万円となります

(5) 関係人口に関する要件

①と②からそれぞれ1つずつ満たす必要がある

- 過去、高鍋町に住民票を有していた。
- 転入日において、3親等以内の親族が1年以上高鍋町に住民票を有していること。
- 高鍋町お試し滞在制度補助金の交付を受けたことがあること。
- 就職に関し、以下の全てを満たすこと。
 - ・勤務地が宮崎県内に所在すること
 - ・申請時において、週 20 時間以上就業している
 - ・申請前に高鍋町長が地域の担い手の確保に資すると認めた事業所への就業であること

【地域の担い手の確保に資すると認めた事業所】

1 基幹産業関連

次のいずれかに該当する事業所

- (1) 農業、林業又は漁業を営む事業所
- (2) 農林水産物の生産、加工、流通又は販売に関わる事業所
- (3) 地場産品の製造、加工又は販売を主たる事業とする事業所

2 地域資源活用型事業

本町の自然、歴史、文化、特産品その他の地域資源を活用し、地域産業の振興又は付加価値の創出に資する事業を行う事業所

3 地方創生関連事業

次のいずれかに該当する事業を行う事業所

①

②

- (1)地域雇用の創出に資する事業
- (2)移住・定住の促進に資する事業
- (3)地域課題の解決を目的とする事業
- (4)事業承継又は創業により地域産業の維持に資する事業

4 その他

前各項に掲げるもののほか、地域経済の持続性の確保又は地域産業の振興に特に寄与すると町長が認める事業所

- ・申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ・新規の雇用である(出張や転勤等でない)

☐ 起業に関し、以下の全てに該当すること。

- ・高鍋町で開業する、又は事業所を移転し、高鍋町で営業を開始すること。
- ・風営法に反する事業でない

☐ 自営で農林水産業に従事している

☐ 事業承継に関し、事業を承継した者が風営法に反する事業者でないこと。

【 2.農林漁業等就業 】

▼以下の(1)～(4)のいずれかの要件を1つ満たす必要がある。



(1)個人経営事業所に関する要件

- ☐ 個人事業所に就業した者のうち、農林漁業 または 医療福祉事業 にかかる人材確保支援策を活用した者である。(5ページ別表参照)
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある

(2)起業に関する要件

- ☐ 個人事業の開業届出または会社設立を行い、その代表者である
- ☐ 町内において、法人の登記または個人事業の開業届出を行う
- ☐ 設立する法人役員が反社会的勢力と関係を持たない
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐ 対象事業に対して、商工会議所等の支援機関による創業で、支援を継続してうける意思がある
- ☐ 高鍋町においてサービスの供給が十分でなく、地域コミュニティの維持に必要な事業である
- ☐ サービスの対価で得られる収益により、自律的な事業の継続が可能である
- ☐ 申請前に、本人確認書類および商工会議所等支援機関の支援を受けて作成した“事業計画書”を高鍋町に提出し、承認を得た事業である
 - ※ ひなた暮らし移住支援金事業に係る高鍋町承認起業認定要項に基づき審査を行う。
- ☐ 公序良俗に反する事業でない



(3)自営での農林漁業への就業に関する要件

- 農林漁業にかかる人材確保支援策を活用した者である(5ページ別表参照)
- 申請日から5年以上、申請者が自営での農林漁業への就業を継続する意思がある

(4)事業承継に関する要件

- 承継する法人役員が、反社会的勢力と関係を持たない
- 申請日から5年以上、申請者が承継する事業を継続する意思がある
- 高鍋町内で実施する事業である
- 事業内容が、地域経済の活性化、コミュニティの維持に貢献するものである
- 県内の事業支援機関による支援を受け、事業承継が成立したこと
- 公序良俗に反する事業でない



(参考)別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)
農林水産省	新規就農者育成総合対策(就農準備資金)
農林水産省	新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(経営開始支援資金)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(就農準備支援資金)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(初期投資促進事業)
農林水産省	新規就農者育成総合対策(地域計画早期実現支援枠)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(世代交代円滑化タイプ)
農林水産省	地域農業構造転換支援対策(新規就農者チャレンジ事業)
水産庁	経営体育成総合支援事業(長期研修支援事業)
水産庁	経営体育成総合支援事業(次世代人材投資(準備型)事業)
宮崎県(企業振興課)	フードビジネス支援体制強化事業
宮崎県(山村・木材振興課)	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業(みやざき林業大学校(長期課程)研修事業)
宮崎県(山村・木材振興課)	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業(新規就業準備給付金事業)
宮崎県(山村・木材振興課)	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業(経営開始給付金事業)
宮崎県(医療政策課)	宮崎県ナースセンター事業
宮崎県(こども政策課)	保育人材緊急確保事業
宮崎県(こども政策課)	保育士修学資金貸付等制度
宮崎県(水産政策課)	みやざき漁業就業サポート事業 (経営開始資金等支援)

宮崎県漁村活性化推進機構	みやざき漁業就業サポート事業 (漁業体験実施支援)
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業